

上越市令和6年能登半島地震復興支援補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月24日

上越市長 中 川 幹 太

上越市規則第15号

上越市令和6年能登半島地震復興支援補助金交付規則の一部を改正する規則

上越市令和6年能登半島地震復興支援補助金交付規則（令和6年上越市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、商店街等組織等」を削る。

第2条中第3号から第5号までを削り、第6号を第3号とし、第7号を削る。

第3条第1号、第4条及び第5条中「又は県補助金」を削る。

第6条第1項中「又は県補助金」を削り、「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

第7条第1項第1号中「又は県補助金」を削る。

第1号様式中「又は県補助金」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の上越市令和6年能登半島地震復興支援補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式の相当する様式として使用することができる。